議案第37号

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積の一部を容積率の算定の基礎となる延べ面積から除外するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和62年7月世田谷区条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「施設又は」を削り、同条に次の1項を加える。

8 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物のエネルギー 消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第14条の規定に基 づき、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物(以下この項において 「計画に係る建築物」という。)の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えるこ ととなるものとして国土交通大臣が定める設備を設ける部分の床面積の合計(当該 床面積の合計が計画に係る建築物の延べ面積の10分の1を超える場合においては、 当該計画に係る建築物の延べ面積の10分の1)は、算入しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。